

新川東部浄化センター一般利用施設の特別利用許可要領

(趣旨)

第一条 この要領は、愛知県流域下水道一般利用施設管理規則（平成14年規則第13号）第七条第2項の規定に基づき、新川東部浄化センター一般利用施設（以下「施設」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(特別利用)

第二条 施設を利用しようとする者が、施設の全部又は一部を占有しようとするときは、（公財）愛知水と緑の公社下水道部尾張北部事業所長（以下「所長」という。）から特別利用の許可を受け、使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- 一 国、県、市町村又は市町村等で構成される一部事務組合が行う行事。
- 二 市町村が推薦する自治会行事。
- 三 公共性の高いと認められるボランティア活動。
- 四 その他、所長が特に必要と認めるもの。

(特別利用の許可等)

第三条 特別利用の許可を受けようとする者は、利用日の1か月前までに、新川東部浄化センター一般利用施設特別利用許可申請書（様式1）（以下、「特別利用許可申請書」という。）を所長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 特別利用許可申請書の受け付けは、五条川左岸浄化センター（小牧市新小木四丁目47番地）管理棟3階事務室で行うこととし、月曜日から金曜日（12月29日から1月3日までの間及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - 3 特別利用許可申請書には、利用内容を記載した書類、利用範囲を示す図面、その他、所長が必要と認める書類を添付しなければならない。
 - 4 所長は、次の不許可事項に該当する場合には利用の許可をしないものとする。
 - 一 社会の公安を害し、又は風紀を乱すおそれのある場合。
 - 二 暴力団の利益になると認められる場合。
 - 三 特定の宗教的、政治的行為をする場合。
 - 四 飲食行為を主たる目的とする場合。
 - 五 物品の販売を主たる目的とする場合。
 - 六 営利を目的とした利用をする場合。
 - 七 建物や付属施設等を毀損又は滅失するおそれのある場合。
 - 八 未成年者のみで利用する場合。
 - 九 特別利用許可申請書に虚偽事項が認められる場合。
 - 十 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合。
 - 十一 その他、所長が施設の設置目的及び運営管理上不適当と認めた場合。
- なお、利用申込者は上記不許可事項について、新川東部浄化センター一般利用施設特別利用許可申込書内の利用不許可事項に対する同意の欄にチェックを入れることで、同意したとみなします。

(不許可事項への対応)

第四条 第3条第4項の十に示した不許可事項が行われていることが認められた場合は、

利用者に対しその行為をやめるよう口頭で求め、これに従わないときはその行為をやめるよう指示書（様式2）を手交する。

2 指示書による指示に従わない場合は、所長は施設設置者である愛知県知事（報告先：愛知県建設局尾張建設事務所尾張流域下水道出張所長）へ報告する。

（利用の停止）

第五条 所長は、めいていき者その他施設の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、施設への立ち入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

（利用料）

第六条 利用料は、無料とする。

（利用後の措置）

第七条 施設の利用者は、利用を終了したときは、利用前の原状に回復するものとする。

（遵守事項）

第八条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 施設内で喫煙しないこと。
- 二 施設内で火気を使用しないこと。
- 三 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯若しくは運行しないこと。
- 四 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 五 他人に危害を加える可能性のある行為をしないこと。
- 六 許可された場所以外で、一般利用施設を占有しないこと。
- 七 ゴミは放置せず、自ら持ち帰ること。
- 八 施設内での怪我、事故等の処理については、利用する者が責任を持って行うこと。
- 九 大雨時は、緑地内に雨水が貯留されるため、利用を中止し退出すること。
- 十 施設の利用中は特別利用許可証を携行すること。
- 十一 その他、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（雑則）

第九条 この要領に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、所長が定めるものとする。

付 則

この要領は平成26年3月17日から施行する。

平成28年6月20日一部改正

令和2年7月10日一部改正

指示書

住所

氏名 様

施設管理者

公益財団法人愛知水と緑の公社 下水道部

尾張北部事業所長

下記の行為は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当します。よって、新川東部浄化センター一般利用施設の特別利用許可要領第三条第4項及び第四条の規定に基づき、〇年〇月〇日付けの新川東部浄化センター一般利用施設特別利用許可申請書に記載の利用時間内において、利用の不許可事項を行わないよう指示します。

記

1 行為日時 令和 年 月 日 時 分頃

2 行為場所 新川東部浄化センター 緑地（貯留池）

3 具体的内容

（例）「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は祖国へ帰れ」の発言

4 不当な差別的言動の該当性

本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知すること

本邦外出身者を著しく侮蔑すること

その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する言動